

議案第 5 4 号

江別市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について

江別市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

江別市長 後 藤 好 人

江別市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例

江別市役所の位置を定める条例（昭和 3 9 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

本則中「江別市役所」を「地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、江別市役所」に、「江別市高砂町 6 番地」を「江別市向ヶ丘 2 6 番地の 1」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。